

社会保障言論

時代と地域に応じ 変身できるか



市町村の国保に加入させて発足・成立 皆保険体制は、全国民を自分の住む

した。ただし、勤め人は職場の被用者保

国保の都道府県化

しつつ自営業者らを「地域保険」に組み 込む日本独特の仕組みである。 険に加入していれば除外される。 戦前から存在した「職域保険」を温存

低さという、三重苦、に変わりはない。 齢者医療制度」が創設された。この後期 高齢者の離脱で国保の財政的な重圧 年度には75歳以上を強制加入させる「高 営の国保を変質させていく。2008 リスク分散可能な保険集団の維持は の進展、地方の人口減少等が市町村運 しかし、農林水産業者らの激減、高齢 軽減されたものの、小規模保険 平均年齢の高さ、所得水準の

えのポイントを改めて考えたい する。1961年以来の歴史的な衣替 ある国民健康保険(国保)は再出発 の4月から「皆保険」体制の基盤で 後の人口減少で零細化に拍車がかかる。 が、それでも被保険者3000人未満 保険者が総数の4分の1を占め、今 今回の改革で、都道府県(以下「県」と

険を守る体制を築く。 き続き担う。いわば共同事業で地域保 険給付・保険料率の決定・徴収などを引 などにあたる。市町村は、資格管理・保 定的な財政運営や効率的な事業の確保 略)は「財政運営の責任主体」となり、「安

負担の公平化へ第一歩

と沖縄29万8165円で1・5倍の差 沖縄県・竹富町の19万9755円で3 道・初山別村の65万7915円、最低は 3倍の差。県では島根43万3675円 で1人当たり年間医療費の最高は北 国保の地域格差は激しい。市町村

払村15万7793円、 県別では石川9万2688円と沖縄 年間保険料・税は最高の北海道・猿 仙町3万26 最低の鹿児島県

付金とそれに必要な「標準保険料率」を 各市町村の年齢構成の差異を勘案した 県が費用を割り振る形に変わる。県は、 料率を定め、必要な費用を賄う方式から、 の改革で、財政運営は各市町村が保険 納率目標」も定める。 示す。同時に保険料徴収を高めるため「収 (担の公平化は大きな課題だ。今回 医療費水準や所得水準を基に納

11.8万円 支援金負担等で 部補助のみ

健保組合 2913万人

34.4歳

14.9万円

207万円

注・14年度時点の数値、健保組合の平均保険料は事業主負担込みでは26万円

国保と健保組合の比較

市町村国保

3303万人

51.5歳

33.3万円

86万円

8.5万円

給付費の50%

保険料軽減等

増収分で保険料率を抑えられる。 市 が納付金に反映する仕組みである。また、 金負担は増える。医療費適正化の努力 が同じなら、医療水準が高いほど納付 町村が収納率目標を上回れば、その

を穴埋めする市町村も少なくない。こ め人も納税する一般会計で国保の赤字 ずられ高い保険料にされては困る。勤 とって、 数派だ。それも無理はない。病気予防や になる。 の繰り入れの解消も保険料統一の条件 重度化防止で医療費を抑える市町村に たのは滋賀、和歌山、 だが、保険料統 医療費のかさむ市町村に引き 一の方針を打ち出 広島など、なお少

険料率を決める。市町村間で所得水準

:町村は、これらを参考に実際の保

長地い域 道医 療 0) 再構築

被保険者の 億円の公費を追加投入する。被保険者 価して補助②「財政安定化基金」を設け、 薬品の使用促進、収 を新設し、特定健診 1人当たり1万円相当にあたる。 今回 い道は、 の改革に、 減少や収納率の低下等に貸 ①「保険者努力支援制度 政 納率の向上等を評 保健指導、後発医 府は毎年340 0

加入者数

平均年齢

公費負担

1人当たり医療費

1人当たり平均保険料

1人当たり所得

ら低所得者数に応じ「保険者支援制度 よる医療費増へ支援④先行し15年度か 外の精神疾患や子供の被保険者数等に の拡充を実施など― し付け、災害時は交付③自治体の責任 ーである。

年度の積立金取り崩し等で遣り繰りさ れた(消費税2%増税延期の影響)。 金の総報酬割で浮いた国費に加え、17 財 源は被用者保険の後期高齢者支援

県の協議会には被用者保険代表の参加 革のもう一つの使命である。 保険料・財政はもちろん地域の医療供 が義務化された。協議会では、医療費 市町村に「国保運営協議会」が設けられ、 築に県や2次医療圏で取り組むのは改 給体制のあるべき姿が論じられるだろ 新たな時代に入る国保に対し、県と 病床群の再編成と地域医療の再構

財政 まえ、強力なアドバイザーになってほ 者も引退後は国保に加入することを踏 健保連などの代表は、被用者保険 面 .で国保を支えていること、被用

宮武 剛 (みやたけ・ごう)

ジャパン」会長も務める。長。財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラム長。財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラム 教授を経て、一般財団法人日本リハビリテー